

情報セキュリティ指針

株式会社カタラー（以下、当社）は、当社の保有するすべての情報資産をセキュリティの脅威から保護し、お客様に安心・安全な情報サービスを提供するため、以下の「情報セキュリティ指針」に則り、事業活動を推進いたします。

1. 法令遵守

情報セキュリティに関する法令、国が定める指針、契約上の義務、及びその他の社会的規範を遵守する。

2. 安定した経営基盤の維持

情報資産を適切に管理・保護することにより、競争力及び事業継続性の確保など安定した経営基盤の維持に努める。

3. 安全な商品・サービスの提供

商品・サービスの開発・設計・製造等、自社の事業活動において、情報セキュリティの対策を講じることにより、お客様や社会に対し、安全な商品・サービスを提供する。

4. 安全なサイバー空間づくりへの貢献

利用者が安心してその恩恵を享受できるよう、安全なサイバー空間づくりに貢献する。

5. 情報セキュリティマネジメント

ガバナンス体制の構築とともに、事故対応を含めたリスクマネジメントを行い、情報セキュリティの継続的な推進及び改善を行う。

6. 責任体制の強化

情報資産の適切な管理・保護を実施するために、情報セキュリティにおける推進体制を整備し、その任務と責任を明確にする。

7. 情報セキュリティ規程の整備・遵守

本規則に基づいて、情報セキュリティに関する規程を策定して、遵守する。

8. リスクアセスメント

- (1) 守るべき情報資産、及びそれに対する情報セキュリティの脅威を特定する。
- (2) 特定した脅威に対する備えの状況、及び脅威の影響度合いに基づき、情報資産の機密性、完全性又は可用性を損なう事象の発生防止に向けた必要な対策を講じる。
- (3) 情報セキュリティインシデントが発生した場合には、速やかに、当該事象の収束、原状への復旧、被害拡大防止及び再発防止などに向けた適切な対応を行う。

9. 教育・啓発

役員及び従業員等に対し、情報セキュリティに関する意識向上を図るために、必要な教育及び啓発活動を実施する。

10. 継続的改善

情報セキュリティにおける PDCA サイクルを回し、情報セキュリティに係る仕組みを継続的に見直し・改善する。

11. 取り組み状況の点検・監査

本指針に基づく取り組み状況について、定期的な点検・監査（内部監査を含む）を実施し、当該結果を経営層に報告するものとする。

2023年10月
株式会社カタラー